

四街道市職員措置請求に係る監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、四街道市職員措置請求について、次のとおり監査を行った。

平成26年8月21日

四街道市監査委員	勝山	信
四街道市監査委員	井戸川	員三
四街道市監査委員	阿部	治夫

第1 請求の受付

1 請求のあった日

平成26年7月22日

2 請求人

省略する。

3 四街道市職員措置請求書（以下「請求書」という。）の内容（請求書原文のまま記載）

四街道市平成25年度一般会計予算において、みそら小学校こどもルーム工事が予算化され、内千葉県補助金1065万3千円が計上されていたが、みそら小学校こどもルーム工事の遅延により年度内に完成されず、千葉県からの補助金が受けられないこととなり、平成26年3月31日に、四街道市長の専決決済により一般会計の財政調整基金から繰り入れされた。予算可決後速やかに入札等の手続きを進めることや年度内に工事完成が危ぶまれるときは、明許繰越の手続きをするなど、適正な処置を取っていれば、県補助金は、受け取ることが出来たのであり、1065万3千円を四街道市が損失したのは、適正な行政執行を怠ったことにある。千葉県からの補助金を請負業者及び執行機関及び担当者の工事管理の不備や手続き等により、市に損害を与えることになったことは、地方自治法第242条に定められた不当な財務会計上の行為又は怠る事実によるものである。よって、損害を与えた執行部をはじめとする当事者は、四街道市に与えた損害を補償すべきであり、損害を与えた当事者を特定するとともに四街道市に対し損害額を補償することを求める。あわせて、以下の項目について調査の上、事実関係を明らかにし公表することを求める。今後こ

のようなことの起きないように四街道市監査委員に措置請求をするものである。

- (1) 千葉県からの補助金 1065 万 3 千円が受けられなくなったことの詳細な経緯とこれに関わった職員との関係
- (2) 工期内完成が不可能と判断した期日と判断根拠の妥当性及び正当性の調査
- (3) 3 月 26 日の公室での市長、副市長等との詳細な協議内容他工事が遅れたことに関する処置、請負業者への損害賠償等の請求及びその正当性の調査
- (4) 工事の遅延に対しては、人手不足や資材の高騰などにより公共工事の入札が成立しない状況があることは、平成 25 年予算可決頃より多くの事例により明らかになっていた。予算可決後速やかに入札等に着手すれば、初回の入札不成立や 2 回目の 1 社応札による契約成立に至る経緯や諸事情による工事の遅延にも対応できる期間は確保できたと考えられる。年度末近くに入札した理由とその正当性の調査。
- (5) 2 月 18 日の千葉県担当者からの問い合わせ時に、なぜ明許繰越をしなかったのか調査をし、度重なる工事の遅延の状況からさらなる工事遅延に備え、明許繰越の手続きを怠った理由の調査とその妥当性及びその正当性。
- (6) 補助金が受けられなくなった後、手続きとして専決処分等を選択した理由及び正当性。
- (7) 専決処分等における市議会への報告およびその妥当性、正当性並びに 3 月 28 日 3 月議会最終日に市長から緊急報告しなかった理由とその正当性
- (8) 再発防止策の具体的内容

以上のほか、請求人による分析結果、新聞記事及び市政だより 7 月 15 日号掲載の記事、情報公開請求により得られた関係書類等が添付されている。

4 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、平成 26 年 7 月 28 日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の概要

(1) 請求人からの証拠の提出及び陳述並びに関係職員からの陳述の聴取
ア 法第242条第6項の規定による証拠の提出を求め、陳述の機会を請求人に対し与えたところ、平成26年8月8日に、請求人が陳述を行い、関係職員が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。

イ 同日関係職員が陳述を行い、請求人が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。

(2) 関係職員に対する調査

監査にあたって、次の所属の関係職員から関係書類の提出を求め、書類の審査等を行った。

四街道市経営企画部財政課（以下「財政課」という。）、同健康こども部こども保育課（以下「こども保育課」という。）、同都市部建築課（以下「建築課」という。）

2 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び請求人の陳述内容を勘案して、本件監査請求の趣旨を、「千葉県からの補助金を請負業者及び執行機関及び担当者の工事管理の不備や手続き等により、市に損害を与えることになったことは、地方自治法第242条に定められた不当な財務会計上の行為又は怠る事実によるものである。よって、損害を与えた執行部をはじめとする当事者は、四街道市に与えた損害を補償すべきであり、損害を与えた当事者を特定するとともに四街道市に対し損害額を補償することを求める。あわせて、以下の項目について調査の上、事実関係を明らかにし公表することを求める。」のように理解した。

第3 監査結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

1 監査により認められた事実

(1)事業計画及び事業費の予算計上

平成25年度こどもルーム運営事業（みそら小こどもルーム新築工事）は、四街道市こどもプラン（後期計画）及び四街道市総合計画に位置づけられたこどもルーム整備事業として、みそら小こどもルームの整備を行うものである。

「平成25年度放課後児童クラブ整備費補助金」10,653千円の交付を受けて実施することとし、平成25年度当初予算において事業費として工事

請負費 21,147 千円が計上されている。

(2)補助金の交付申請

平成 25 年 3 月及び 4 月、千葉県知事に「平成 25 年度放課後児童クラブ室整備計画協議書」を提出している。千葉県との協議を経て、同年 8 月 20 日千葉県知事に補助金の交付申請を行い、平成 26 年 3 月 25 日交付決定されている。

(3)契約手続

平成 25 年 7 月 26 日こども保育課から建築課に当該工事の設計を依頼する。みそら小学校の要請により建物予定地にある畑の収穫が終わってから工事着工をすることとしたため、同年 11 月中旬に当該工事の入札を行うよう、建築課からこども保育課へ同年 10 月 4 日に設計図書を納品している。また、当該設計金額は千葉県積算基準に基づいて算定されている。

同年 11 月 12 日みそら小こどもルーム新築工事の入札は全社辞退のため不調となり、同年 12 月 17 日に再入札を実施する。(株)ヘイワ(以下「請負業者」という。)が 20,044,500 円で落札する。同月 24 日みそら小こどもルーム新築工事の工事請負契約を請負業者と締結する。

(4)工事経過及び繰越についての千葉県との協議

ア 平成 25 年 12 月 26 日請負業者から工事实施の可否及び契約辞退を検討したい旨の申し出がある。平成 26 年 1 月 8 日千葉県健康福祉部児童家庭課(以下「千葉県児童家庭課」という。)に明許繰越しの可否について照会する。千葉県財政担当課への報告が同月 10 日までであるので早急な回答を求められる。

イ 平成 26 年 1 月 10 日の午前中に、請負業者から施工体制を確保できたので工期内完成可能との確約がある。

繰越しを行うか否かの判断に際し、①請負業者が工事を工期内に終わらせると回答していること、②平成 26 年第 1 回市議会定例会(以下「3 月定例会」という。)に提案予定の「四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例」との関係から、この段階で 3 月補正予算に当該事業の繰越明許費の補正を行うことは当該条例案の内容と矛盾すること、③市が繰越明許費の補正の手続を行っても、必ずしも国・県において補助金の繰越手続がなされるとは限らないことなどから、明許繰越しを行わず工期内に工事を完了させることとし、その旨こども保育

課から千葉県児童家庭課に報告している。建築課は請負業者に対し工期内の完成が難しいと思われたら早急に報告するよう指示を行っている。

ウ 平成 26 年 1 月 21 日よりみそら小こどもルーム新築工事に係る外構解体工事に着手し、同月 28 日建築確認済証が交付される。同日建築課から業者に対し基礎工事に着手するよう指示があり、同月 31 日に着手すると回答を得る。同年 2 月 3 日になっても基礎工事が未着手であったため指示書を発行する。遅延理由書及び修正工程表の提出を求める。請負業者は同月 5 日に基礎掘削工事に着手する。同月 8 日の大雪のため同月 11 日まで休工となる。同月 12 日に基礎底盤配筋に着手する。同月 13 日、同月 3 日付けの指示書に対する遅延理由書及び修正工程表の提出がある。遅延理由書に工期内完成をする旨の記載がある。

同年 2 月 14 日は雪のため休工となり、同月 13 日付けで提出のあった修正工程表から再度遅延が生じているため、同月 18 日に請負業者に再修正工程表の提出を求める。

エ 平成 26 年 2 月 18 日千葉県児童家庭課から、国への報告のため当該補助金の明許繰越しの有無について同月 20 日を期限とし回答を求める通知がある。

オ 平成 26 年 2 月 20 日基礎立上り型枠検査を実施する。法に抵触する工事施工をしないよう工事安全管理の徹底について指示書を発行している。同日外壁サイディングの仕様を指定し、請負業者に指定した製品の手配を指示する。同日こども保育課、建築課及び財政課が打合せを行い、建築課からこども保育課に対し、工期内に終わらない可能性はあるが、請負業者からは工期内に完成させる旨の回答があったことを伝える。

明許繰越しを行うか否かの判断に際し、再度、請負業者が工事を工期内に終わらせると回答していることから、こども保育課は、明許繰越しの手続を行わないことを決定し、その旨市長及び副市長に報告する。また、その旨を千葉県児童家庭課に回答している。

同月 27 日に土間スラブ配筋検査を実施し、同月 20 日付けで提出のあった工程表より再度遅延が生じているため請負業者に再々修正工程表の提出を求めている。

同年 3 月 3 日に、3 月定例会が開会され、「四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例」が上程される。また、同年 2 月 27 日付けで指示した再々修正工程表の提出が請負業者からあり、工期内に完成できると回答している。

同月 17 日手配を指示していた外壁サイディングが手配できなくなったとの報告が請負業者から入ったため、同等仕様の製品への変更を指示する。工期内で完成できるか確認したところ、同等品が同月 22 日に現場到着する予定なので工期内に完成するとの回答がある。

(5)工事が工期内に終わらないと判明してからの対応

平成 26 年 3 月 24 日請負業者から、同月 22 日に到着予定であった外壁サイディングが現場へ搬入されなかったため、工期内に完成できない旨の報告がある。建築課はこの報告を受け、請負業者に対し代替の外壁サイディングを手配するように指示し、当該事実をこども保育課に報告する。

同年 3 月 26 日請負業者から遅延理由書の提出がある。こども保育課から市長及び副市長へ本件に係る経緯について報告する。補助金の繰越手続について市長からの指示を受け、千葉県児童家庭課に協議に赴く。また、こども保育課が契約約款に基づく遅延損害金の徴収及び工事の延長について検討する。

同月 27 日千葉県児童家庭課より関東財務局との協議結果の報告があり、補助金の繰越しについては認められることは難しい旨の回答を受ける。

同月 28 日「四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例」が原案どおり可決される。

(6)予算の専決処分と議会への報告

平成 26 年 3 月 31 日こども保育課から財政課に対し、こどもルーム運営事業に係る事故繰越しの申し出がある。事故繰越手続を行い、当該事業の財源を財政調整基金からの繰入れに振り替える対応をするための補正予算を同日付けで編成し専決処分を行う。また、遅延損害金を算定するための不足出来形設計書を作成する。同日、工期を同年 4 月 18 日までと改める変更契約を締結する。

同年 4 月 1 日みそら小学校内の地域ルームを使用して、みそら小こどもルームが開所される。同月 15 日に工事完了検査を実施する。同月 17 日に引き渡しが行われる。同日の児童下校時から新築施設においてこどもルームが開設される。

工事成績不良により請負業者に対し、同年 5 月 12 日付けで翌日から 12 ヶ月間の指名停止措置を通知する。

同年 6 月 6 日市は地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、平成 26 年第 2 回市議会定例会（6 月定例会）において専決処分の承認を求めた

が、不承認となる。

2 結論

- (1) こどもルーム運営事業の事務執行については、適正に処理されていること。
- (2) 平成 26 年 4 月 17 日新築施設においてみそら小こどもルームが開設されており、行政目的は達成されていること。
- (3) 当該こどもルームの新築工事について、工事請負契約による、工期内に工事が完成することができなかったことによる損害金は、当該工事請負契約書第 45 条の規定により額の算定をし、平成 26 年 4 月 14 日、当該損害金を請負業者から徴収したこと。
- (4) 国庫補助金又は県補助金とは、国庫支出金又は県支出金のうち国庫負担金若しくは県負担金又は委託金を除いた部分で、国と地方公共団体相互の財源配分にあつては地方税又は地方交付税の一般財源をもって負担すべき性格を有する事務に対し、奨励的ないし財政援助的な意味をもって納付されるものであり、補助金の交付を受けられなかったことが必ずしも市に損害を与えたと解釈することはできないこと。

これらのことから、本件請求には理由がないものと認め、本件措置請求を棄却する。

「市長への意見」

本件請求について監査を行ったところ、不当と認められるものはない。

しかしながら、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

結果として明許繰越しの手続をしなかったことにより、財政調整基金からの繰入金によりその財源不足を補てんしたことは事実であり、遺憾である。

今後このようなことがないよう再発防止策を講じられたい。